「だまし」に負けない消費者に！

■いわれのないお金の請求が来て、支払ったという苦情を耳にするようになってから5年以上が経過していますが、いまだに「だまし」は無くならず様々な手口の架空請求が行われています。被害額は、何十億、何百億円という膨大な額にのぼります。

■架空請求や悪質な投資話についての情報は、誰もがニュースや新聞等で知り得ているはずなのに、自分のこと、身内のこととなると、なかなか怪しい話であることに気付きません。何しろ相手は、「だまし」のテクニックを習得し、人間の弱いところを突いてくるプロだからです。

■その道の専門家は、何時、誰がだまされてもおかしくない状況にあると言います。最近の架空請求は、公的機関からの通知に見せかけてお金を振り込ませます。お金の必要な人からは、事前に信用調査の名目で保証金数十万円を振り込ませる手口を使っていま す。とても悔しい事例がいくつもあります。どんな理由であろうが、電話だけでお金を振り込ませるのは「だまし」だと思った方がよいでしょう。

■相手が弁護士だと言ったら名前を聞き県の弁護士会に、税の還付金や年金の手続だと言われたらその機関に電話して確認をしましょう。また、話の意味が分からない時でもあいまいにしない、お金の支払いを請求されても慌てない。一度振り込んだお金は簡単には戻ってきませんので、必ず事実の確認をしてください。

健康カレンダー

問合せ　健康センター　℡72-7176

8月10日～9月9日

日曜	行事	時間	会場
8月			
11 月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	健康センター
18 月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	〃
19 火	複合健診	受付8:00～10:00	金山小体育館
20 水	健康クッキング教室	9:30～13:00	健康センター
21 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
20・水～22・金	複合健診	受付8:00～10:00	サンフレッシュ杭崎
26 火	3歳児健診	受付13:00～13:20	健康センター
27 水	乳児健診(3～4か月児)	受付13:00～13:20	〃
29 金	2歳児歯科健診	受付13:00～13:20	〃
9月			
1 月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
8 月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
9 火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:00～13:20	〃

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介。
(トップページ)→(くらしの情報)
→(その他・子どもカレンダー)

消費生活メモ

消費生活相談室　℡72-1111 内線329

市民協働だより No.6

キョードーへの扉

■まちづくり、地域づくりのために役割と責任を持った活動を行っている団体等のほか、市民協働に関する取り組みなどを紹介しています。

学習成果を活かしたボランティア「大正琴同好会」

■昭和63年度の条例公民館利用自主学習グループの受講生で結成した同好会です。現在も5名の受講生で、第2・4の水曜日に金山地区公民館で大正琴の勉強をしています。

その他に、毎月1回は老人ホームを慰問し、大正琴の演奏や入園者の方々への演奏指導、講座生が手作りをした物の贈呈などを行っています。

ボランティアというよりも入園者とのふれ合いや入園者が楽しく大正琴の演奏をする姿、そして喜ぶ顔を見ることを楽しみに行っている活動です。

大正琴に興味のある方、老人ホームの慰問に協力できる方がいましたら、私たちと一緒に活動してみませんか？

■問合せ　生涯学習課公民館係　℡72-2221

指導者の小路サヨ子さん（写真右）

国民年金

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
℡0570-05-1165
(年金を受給している方)
℡0570-07-1165

問合せ　市民健康課国民年金係 ℡72-1111 内線145

もしも、病気やけがで、一定以上の障害が残ったなら　障害基礎年金

■年金受給の要件

障害基礎年金を受給するには次の3つの要件を満たす必要があります。

①初診日要件
初めて病気やケガで医師の診察を受けた日（初診日）に、国民年金の被保険者であること。または国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で日本に住所があること。

②障害認定日に障害等級に該当していること
障害認定日とは原則、病気やケガにより、初めて医師の診察を受けた日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日をいいます。
○固定した日の例
・人工透析療法は、透析を開始して3か月後
・心臓ペースメーカーや人工弁、人工肛門等は装着日

③保険料納付要件を満たしていること
《原則》初診日の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間が、加入期間の3分の2以上あること
《特例》初診日が平成28年4月1日前までにあれば、初診日の前々月までの1年間に未納がないこと

■障害基礎年金額

○障害基礎年金額は定額です。障害が重い順に1級、2級となります。
・2級が基本の額となり792,100円で、
・1級は2級の1.25倍の990,100円です。
（いずれも20年度額）

○18歳に達した年度末までの間にある子または障害等級1級・2級の状態にある20歳未満の子がある場合は、加算額が付きます。

■20歳前の障害基礎年金〈20歳前に初診日があるとき〉

国民年金は原則20歳から保険料を納付して加入します。しかし、20歳前に初診日がある人でも障害基礎年金を受給できる制度があります。これを20歳前の障害基礎年金といいます。

保険料を納付せずに受給できる年金なので、本人の所得制限がありません。

■事後重症の障害基礎年金

障害認定日には障害等級に該当せず、その後症状が悪化して65歳になるまでに障害等級に該当すれば、請求した翌月から障害基礎年金を受給できます。

人のうごき

平成20年7月1日現在

男性 11,371人（+3）

女性 13,354人（-24）

合計 24,725人（-21）

世帯 11,175世帯（-22）

（　）内は前月との比較

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。（敬称略）

うぶごえ　健やかな成長をお祈りいたします。

6月16日～7月15日届出分

氏名	保護者	住所
飯田　小夏（こなつ）	順志	中央町
中村　晃暉（こうき）	仁志	宮前町
板敷　ひなの	慎也	板敷本町
田上　蓮（れん）大	起大	木原町
庵山　匠心（たくし）	広毅	塩屋南町
小田　希音（のん）	裕和	岩戸町
水流　野乃果（ののか）	光輝	明和町
山神　博靖（ひろやす）	清貴	岩崎町
瀬戸口　遥輝（はるき）	剛	宮田町
大塚　徠愛（らいあ）	正貴	大塚中町
福壽　耀星（ようせい）	壽樹	塩屋北町
眞茅　慶信（けいしん）	良照	まかや町
若松　也椰（やや）	貴利	平田町

おくやみ　ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
禰占　ツルエ	97	妙見町
池上　ヨシ子	83	中央町
菊永　マキ	81	栄本町
久保　利春	84	高見町
茅野　行治	69	桜山本町
宮原　慶太郎	78	千代田町
園田　秀	92	鹿籠麓町
田野尻　幸雄	80	新町
萩原　昌人	73	美原町
白澤　久夫	85	白沢西町
草水　堅	84	汐見町
宮路　高旺	74	緑町
俵積田　トシ	78	別府東町
有村　スミ	85	塩屋北町
塚元　ヒデ	88	桜木町
川野　フヂ	100	木場町
松崎　勝男	82	港町
揚野　タヱ子	73	日之出町
豊留　ミネ	102	岩戸町